

空幕総第215号例規
令和2年2月19日

一部変更 空幕総第397号（令和5年3月28日）

全部隊長
全機関の長 殿
全基地司令

航空幕僚長
（公印省略）

退職幹部自衛官等に対する航空自衛隊基地入門証の交付要領について（通達）（登録外報告）

標記について、別紙のとおり実施することとしたので、航空自衛隊基地入門証所持者については、航空自衛隊基地服務規則（平成5年航空自衛隊達第6号）第41条第1項第8号の該当者として対応されたい。

なお、退職幹部自衛官等に対する航空自衛隊基地入門証の交付要領について（通達）（空幕総第1191号21.10.15）（航空自衛隊報第1472号掲載）は、廃止する。

添付書類：別紙「退職幹部自衛官等に対する航空自衛隊基地入門証の交付要領」
配布区分：陸上幕僚長、海上幕僚長
分類番号：A-10-010
保存期間：10年
保存期間満了時期：2030.3.31
作成年度：2019年度
枚数：8枚
開示判断：開示

退職幹部自衛官等に対する航空自衛隊基地入門証の交付要領

1 趣旨

この要領は、退職幹部自衛官等に対して基地出入り時の便宜を図るため、航空自衛隊基地入門証（以下「基地入門証」という。）の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 交付の対象

- (1) 退職時に空将補以上の自衛官であった者
- (2) 退職時に陸将補又は海将補以上の自衛官であった者で、陸上幕僚監部監理部総務課長又は海上幕僚監部総務部総務課長を経由し申請のあった者
- (3) 退職時に准空尉以上の自衛官であった者で、申請に基づく審査により特に必要と認めた者
- (4) 退職時に准陸尉又は准海尉以上の自衛官であった者で、陸上幕僚監部監理部総務課長又は海上幕僚監部総務部総務課長を経由し申請のあった者で、申請に基づく審査により特に必要と認めた者
- (5) 退職時に行政職俸給表（一）10級以上又はこれに相当する各俸給表の職務の級以上の事務官等であった者
- (6) 退職時に行政職俸給表（一）3級以上又はこれに相当する各俸給表の職務の級以上の事務官等であった者で、申請に基づく審査により特に必要と認めた者
- (7) 前各号のほか、航空幕僚長が特に必要と認めた者

3 交付の対象外

基地入門証は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては交付しないこととし、既に基地入門証を交付済みの場合は速やかに返納させ、又は効力を取り消すものとする。

- (1) 在職中又は退職後に懲戒免職処分や禁固以上の刑に処せられている者
- (2) 懲戒免職処分に係る調査が継続している者
- (3) 禁固以上の刑が定められた刑事事件について起訴され判決の確定を得ていない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、航空幕僚長が適当でないと判断した者

4 出入りできる基地及び分屯基地

航空自衛隊の全基地及び全分屯基地（市ヶ谷基地等の別途入門手続が必要な基地及び分屯基地を除く。）

5 発行権者
航空幕僚長

6 交付等に関する事務

- (1) 航空幕僚監部総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が担当するものとする。
- (2) 総務課長は、次項第1号アの規定により提出された航空自衛隊基地入門証発行申請書及び同項第2号の規定により返送された受領書を適切に管理し、基地入門証の授受を明らかにしておくものとする。
- (3) 前号に規定する航空自衛隊基地入門証発行申請書及び受領書は、第13項の規定により基地入門証が返納されるまでの間保存するものとする。

7 交付手続

(1) 申請

ア 基地入門証の交付を希望する者には、付紙様式第1に定める航空自衛隊基地入門証発行申請書に、写真2枚（6か月以内に撮影した無帽かつ私服で上半身のもの。大きさは横3センチメートル、縦4センチメートル）を添えて、発行権者（総務課長気付）に申請させるものとする。

イ 発行権者は、アの申請について審査し、交付を必要と認めた場合は、付紙様式第2に定める基地入門証を交付する。

(2) 交付

郵送（簡易書留）により交付するものとし、その際、付紙様式第3に定める受領書を同封し、当該受領書を発行権者（総務課長気付）に返送させる。

(3) 費用負担

手続に係る費用は、申請者の負担とする。

8 有効期間

発行日から発行日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

9 更新手続

更新を希望する者には、有効期限の3か月前から手続を行うことができる旨を教示した上で、第7項に定めるところにより改めて申請させるものとする。

10 亡失又は毀損した場合の処置等

- (1) 基地入門証を亡失又は毀損した旨の連絡を受けた場合は、速やかに付紙様式第4に定める航空自衛隊基地入門証亡失及び毀損届を発行権者（総務課長気付）に提出させるものとする。
- (2) 基地入門証の再発行を希望する者には、前号の届出の後、第7項に定めるところにより、改めて申請させるものとする。

11 不正使用の場合の処置

基地入門証の譲渡、貸与又は改ざん等の不正使用を確認した場合は、速やかに状況を発行権者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

12 無効の通知

発行権者は、第10項の届出があった場合又は前項の報告を受けた場合等、基地入門証を交付していることが適当でないと認めた場合は、当該基地入門証を無効とし、その旨を全基地司令及び全分屯基地司令に対し通知する。

13 返納

所持者から基地入門証が不必要となった旨の申出を受けた場合又は基地入門証が無効となった場合は、速やかに発行権者（総務課長気付）に返納させるものとする。

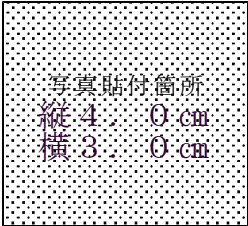
14 その他

空幕総第1191号（21. 10. 25）に基づき交付された基地入門証については、当該入門証に記載された有効期限まで引き続き使用することができる。

航空自衛隊基地入門証発行申請書

(市ヶ谷基地等の別途入門手続が必要な基地及び分屯基地を除く。)

航空幕僚長 殿
(総務課長気付)

申請者記入欄	申請年月日等	令和 年 月 日 新規 ・ 更新 (航空自衛隊基地入門証番号)		
	ふりがな			
	申請者氏名	印		
	生年月日	大 昭 平 年 月 日生		
	退職時認識番号		退職時階級	
	退職年月日	. .	退職時所属	
	現住所	〒 TEL		
	勤務先名			
	勤務先住所	〒		
	出入先基地等名			
	申請理由			
	処分歴	私は、次に掲げる処分を受けていました。		はい ・ いいえ
①懲戒免職処分		②禁固刑以上の刑		
③禁固以上の刑が定められた刑事事件について起訴され判決の確定を得ていない		④懲戒免職処分に係る調査中		
審査担当者欄	上記の申請について、審査の結果適当であり、航空自衛隊基地入門証の交付を必要とする者であることを証明する。 令和 年 月 日 総務課長 印			
発行担当者欄	発行年月日	令和 年 月 日		 縦 4. 0 cm 横 3. 0 cm
	入門証番号	第 号		
	有効期限	令和 年 月 日		
	備考			

注： 1 太枠内を記入してください。
2 住所は、郵便物が配達される範囲で省略されても結構です。

航空自衛隊入門証

(表面)

写真	第 号
	航空自衛隊基地入門証 氏名 元階級 有効期限 令和 年 月 日
 令和 年 月 日 防衛省航空幕僚長	

- 注： 1 左下部の丸数字は、有効期限年度を示す。
 2 写真右下部に掛かるよう、刻印するものとする。

(裏面)

この入門証は、航空自衛隊の基地・分屯基地(市ヶ谷基地等の別途入門
 手続が必要な基地及び分屯基地を除く。)の出入りに使用できます。

所有者は、次の事項をご承知下さい。

- 1 この入門証は本人のほかは使用することができません。
- 2 基地出入り時はこの入門証を警衛に呈示してください。
- 3 訪問先以外の庁舎等への出入はご遠慮ください。
- 4 この入門証が不必要又は無効となった場合は航空幕僚監部総務部総務課長へ返納して下さい。

令和 年 月 日

各位

航空幕僚監部総務部総務課長

入門証が発行されましたので交付いたします。
お手数ではございますが、下記の受領書をご返送いただきますようお願いいたします。
なお、旧入門証をお持ちの場合は、一緒にご返送ください。

----- キリトリ線 -----

受 領 書

航空幕僚長 殿
(総務課長気付)

入門証番号

(※受領されました入門証の番号をご記入ください。)

確かに受領しました。

氏名 : 印

受領日 : 令和 年 月 日

住所 : 〒

航空自衛隊基地入門証亡失及び毀損届

航空幕僚長 殿
(総務課長気付)

令和 年 月 日

氏 名 印
退職時の階級等
住 所
TEL

航空自衛隊基地入門証を（亡失・毀損）したので連絡します。

- 1 入門証番号
- 2 年月日及び時間
- 3 状況及び場所
- 4 その後の処置

航空自衛隊基地入門証発行申請書 記入要領(准尉以上)

破線枠内の記入をお願いします。

航空自衛隊基地入門証発行申請書

(航空自衛隊基地等の別途入門手続きが必要な基地及び分屯基地を除く。)

幕僚長 殿
(総務課長 宛付)

押印をお願いします。

申請者記入欄	申請年月日等	令和 5 年 4 月 1 日 新規 <u>更新</u> (航空自衛隊基地入門証番号 9999)		
	ふりがな	ポウエイ タロウ		
	申請者氏名	防衛 太郎 防衛 印		
	生年月日	大 <u>昭</u> 平 30 年 4 月 1 日生		
	退職時認識番号	AO01-123456	退職時階級	空将補
	退職年月日	R5 . 4 . 1	退職時所属	航空幕僚監部総務部
	現住所	〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町10-1 TEL 03-3268-3111		
	勤務先名	防衛商事株式会社		
	勤務先住所	〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町11-1 TEL 03-3268-3939		
	出入先基地等名	全基地等		
申請理由	入門証が必要な理由を詳細に記載してください。 例1: 契約業務に伴う業務調整 例2: 就職援護情報の提供 等			
処分歴	私は、次に掲げる処分を受けていました。		はい ・ いいえ	
	①懲戒免職処分		②禁固刑以上の刑	
	③禁固以上の刑が刑事事件について 判決の確定を得ていない		④懲戒免職処分に係る調査中	

- ・自己申告をお願いします
- ・申請時又は交付後に該当した場合、
交付しない又は返納となる事があります

発行担当者欄	発行年月日	令和 年 月 日	カラー写真 縦4×3cm 貼付 裏に氏名記入
	入門証番号		
	有効期限		
	備考		

・6ヶ月以内に撮影されたもの
・申請書貼付用と入門証作成用の2枚(縦4×横3cm)

※1枚は申請書に貼付、もう1枚については添付
※制服写真は不可

※注: 1 太枠内を記入し

2 住所は、郵便物

構です。

航空自衛隊の入門証申請要領について

【お知らせ】

令和5年4月をもって現行の例規通達を改正しました。

ア 写真サイズを「3×2.5 cm」から「4×3 cm」に変更しました。

イ 写真の有効期間を3ヶ月から6か月へ伸ばしました。

航空自衛隊の入門証を希望される方は、次のものを空幕総務課まで提出して下さい。

- 1 申請書
- 2 写真（4 cm×3 cm）2枚（6ヶ月以内に撮影されたもの）
- 3 封筒・切手（460円分）（簡易書留で発送するため。）

※封筒に郵送先の住所の記入及び切手の貼付をお願いいたします。

送料は、申請者負担となります。ご了承ください。

【書類送付先及び問い合わせ先】

〒162-8804

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省航空幕僚監部総務部総務課入門証担当

TEL03-3268-3111(内60112・61107)